

第35号議案

芦屋市放課後児童クラブ（学童保育）の民間委託の賛否に関する住民投票条例の制定について

地方自治法第74条第1項の規定による芦屋市放課後児童クラブ（学童保育）の民間委託の賛否に関する住民投票条例の制定請求を平成31年2月18日付けで受理したので、同条第3項の規定により、意見を付けて当該請求に添えられた条例案を議会に付議する。

平成31年3月4日提出

芦屋市長 山 中 健

芦屋市放課後児童クラブ（学童保育）の民間委託の賛否に関する住民投票条例

（目的）

第1条 この条例は、芦屋市放課後児童クラブ（学童保育）の民間委託の賛否に関して、市民の意思を明らかにするために市民が投票を行い、市が市民の意思を尊重し、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

（住民投票の実施）

第2条 前条の目的を達成するため、芦屋市放課後児童クラブ（学童保育）の民間委託の賛否について、市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は、市民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は、市民の意見表明の自由を保障するとともに、市民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

（住民投票の執行）

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を、芦屋市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

（住民投票の期日）

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から60日を超えない範囲において、市長が定める。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、選挙管理委員会に対して、速やかに通知しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の規定により通知を受けたときは、投票日の7日前までに投票日を告示しなければならない。

（投票の資格者）

第5条 住民投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第21条第1項に規定する選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

（投票の方法）

第6条 投票は、1人1票に限る。

2 投票資格者は、投票日に自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

3 投票資格者は、民間委託に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄に○の記号を自ら記載しなければならない。この場合において、投票資格者は、投票用紙を自ら投票箱に入れなければならない。

4 投票用紙には、投票資格者の氏名を記載してはならない。

(点字投票等)

第7条 前条第3項前段の規定にかかわらず、投票資格者は、点字による投票を行う場合においては、投票用紙に、民間委託に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と自ら記載するものとする。この場合において、規則で定める点字は文字とみなし、投票用紙の様式その他必要な事項は、規則で定める。

2 前条第3項並びに第9条第2項及び第3項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより代理投票をさせることができる。

3 前条第2項及び第3項後段の規定にかかわらず、規則で定める事由により投票日に自ら投票することができないと見込まれる投票資格者は、規則で定めるところにより投票することができる。

(投票の秘密保持)

第8条 何人も、投票資格者の投票した内容を陳述する義務はない。

(投票の効力)

第9条 投票の効力の決定に当たっては、次項又は第3項の規定に反しない限りにおいて、投票した投票資格者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

2 点字投票以外の投票については、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号を賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも記載したもの
- (3) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (4) ○の記号を自ら記載しないもの
- (5) ○の記号を賛成の記載欄又は反対の記載欄のいずれに対して記載したかを確認し難いもの

3 点字投票（第7号第3項の規定による投票であって、点字により行われるものを

含む。)については、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 賛成の文字及び反対の文字をともに記載したもの
- (3) 賛成の文字又は反対の文字のほか、他事を記載したもの
- (4) 賛成の文字又は反対の文字を自ら記載しないもの
- (5) 賛成の文字又は反対の文字のいずれかを記載したかを確認し難いもの
(情報公開)

第10条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。

3 選挙管理委員会は、住民投票を実施するに当たっては、住民投票についての広報の掲載その他必要な広報活動を行うものとする。

(住民投票運動)

第11条 住民投票に係る運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思を拘束し、若しくは不当に干渉し、又は市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならない。

(投票及び開票)

第12条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関し必要な規定は、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例による。

(投票結果の告示等)

第13条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長及び市議会議長に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第14条 市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。

(補則)

第15条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日に、その効力を失う。

意見書

芦屋市放課後児童クラブ（学童保育）の民間委託の賛否に関する住民投票条例の制定の請求が、9名の請求代表者からありましたので、地方自治法第74条第3項の規定により、以下のとおり意見を申し述べます。

地方自治制度においては、首長と議会の二元代表制による間接民主制が基本であり、住民投票は、それを補完する手法の1つであると考えております。その意味においては、住民投票の対象とすべき事案は、市及び市民全体に重大な影響を及ぼすなど市政の極めて重要な事項について行われるべきもので、一部の自治体で条例化されている住民投票においてもその旨の規定がされているところです。また、住民投票は、通常の選挙と同等の経費が必要で、市民の大きな負担となることから慎重に実施すべきであると考えます。今回の放課後児童クラブの事業委託については、事業実施手法の変更であり、住民投票の対象とすべきではないと考えております。また、事業委託に係る予算案は、平成30年9月25日に議会で可決されていることから市民の意思は反映されているものと考えております。

子育て未来応援プラン「あしや」においては、待機児童を平成31年度に解消するという目標を掲げており、学級数を増やす必要がある一方で、指導員の人員不足が課題となっており、今後事業のより充実を図る中において、安定的で持続可能な運営のため、一部の学級運営を民間事業者へ委託することとしたものです。

民間のノウハウを活用し、体制や保育内容の更なる充実とサービス向上が図られ、子育て未来支援プラン「あしや」の実効性をより一層高め、子供の最善の利益につながるものであり、事業の委託は、喫緊の課題である待機児童の解消と安定した事業の継続には不可欠な手法であると考えております。

直接請求の要旨にあります市民参画につきましては、保護者の皆様をはじめ関係団体に説明し、様々なご意見をお聞きしてきたところです。今後も児童や保護者の不安が少しでも解消され、スムーズに移行できるように進めて参ります。

以上のことから、この条例案には賛成することはできません。

平成31年3月4日

芦屋市長 山中 健

参 照

地方自治法抜粋

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者（以下この条において「代表者」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（第5項から第9項まで省略）

芦屋市放課後児童クラブ（学童保育）の民間委託の賛否に関する住民投票条例の制定を求める請求書

1 請求の要旨

① 民間委託の強行

平成30年7月5日 芦屋市学童保育保護者連絡会（以下、保護者会）は教育委員会より来年度の留守家庭児童会の一部の学級を民間委託する案を、初めて提示された。保護者会は8月8日に文書で、「現行事業が抱える課題の解決」のための民間委託という理由に納得できないこと、十分な話し合いの上、進めてほしいことを返答した。しかし、9月議会には、来年度から民間委託を行うための債務負担行為に関する補正予算案が提出され、議会もこれを可決した。

② 近年の学童保育運営

平成25年以降、すぎのこ学級（岩園小）では大幅な定員超過での運営が続いていた。平成27年度には、すぎのこ学級を2学級運営にする目的で、7300万円超の費用をかけて改修工事が行われたが、平成28年度2クラス運営ができるにもかかわらず1クラスしか開級しなかった為、7名が待機児童となった。

平成29年度も同様で、全市で初めての低学年待機児童が出たため、保護者会は、さらに強く2学級化を求めたが、待機児童の対策はなされなかった。

平成30年度もすぎのこ学級は、1クラス運営となり、全学年で計23名の待機児童が出たが、岩園小の利用可能な施設は活用せず、朝日ヶ丘幼稚園の施設で民間事業者に運営を委託した。そのため、子どもたちは学校間の移動を余儀なくされ、利用困難な家庭も多く、対象児童35人中わずか8名の利用であった。

また、宮川小、精道小、浜風小の待機児童対策は夏休み期間のみしか実施されていない。

③ 市民参画ができていない

保護者会は、平成31年度には、全学年待機なく受け入れるために、市の方針の提示と受け入れ学年の拡大を重ねて求めてきた。しかし、具体的な解決策の提示もなく、保護者会からの要望も聞かず、民間委託の準備がすすめられている。

教育委員会は、議会や説明会において、「民間委託について保護者会にはこれまで十分に説明してきた」と発言しているが、事実は、7月5日に民間委託案を提示したのが初めてである。民間委託案提示後も、保護者との十分な話し合いに応じず、保護者会としては大きな不安をかかえたまま、民間委託が強行されている。

④ 市民参画の要求

市民の意向を無視し、民間委託を一方向的に進めていくことは、全く認められない。改めて住民の意思を聞く機会として、芦屋市放課後児童クラブ（学童保育）の民間委託の賛否に関して住民投票を実施することを請求するものである。

2 条例制定請求代表者

(住所) 芦屋市 [REDACTED]	(職業) 会社員 (氏名) 竹原 浩二
(住所) 芦屋市 [REDACTED]	(職業) 自営業 (氏名) 吉田 幹子
(住所) 芦屋市 [REDACTED]	(職業) 会社員 (氏名) 友廣 剛
(住所) 芦屋市 [REDACTED]	(職業) 会社員 (氏名) 堀江 賀代
(住所) 芦屋市 [REDACTED]	(職業) 会社員 (氏名) 田村 侑子
(住所) 芦屋市 [REDACTED]	(職業) 会社員 (氏名) 藪本 ゆき子
(住所) 芦屋市 [REDACTED]	(職業) 会社員 (氏名) 大井 真琴
(住所) 芦屋市 [REDACTED]	(職業) 会社員 (氏名) 北地 千鶴
(住所) 芦屋市 [REDACTED]	(職業) 会社員 (氏名) 小野 麻衣子

上記のとおり地方自治法第74条第1項の規定により別紙条例案を添えて条例の制定を請求いたします。

平成30年12月10日

芦屋市長 山中 健 様

芦屋市放課後児童クラブ（学童保育）の民間委託の賛否に関する住民投票条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、芦屋市放課後児童クラブ（学童保育）の民間委託の賛否に関して、市民の意思を明らかにするために市民が投票を行い、市が市民の意思を尊重し、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

（住民投票の実施）

第2条 前条の目的を達成するため、芦屋市放課後児童クラブ（学童保育）の民間委託の賛否について、市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は、市民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は、市民の意見表明の自由を保障するとともに、市民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

（住民投票の執行）

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を、芦屋市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

（住民投票の期日）

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から60日を超えない範囲において、市長が定める。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、選挙管理委員会に対して、速やかに通知しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の規定により通知を受けたときは、投票日の7日前までに投票日を告示しなければならない。

（投票の資格者）

第5条 住民投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第21条第1項に規定する選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

（投票の方法）

第6条 投票は、1人1票に限る。

2 投票資格者は、投票日に自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

3 投票資格者は、民間委託に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄に○の記号を自ら記載しなければならない。この場合において、投票資格者は、投票用紙を自ら投票箱に入れなければならない。

4 投票用紙には、投票資格者の氏名を記載してはならない。

（点字投票等）

第7条 前条第3項前段の規定にかかわらず、投票資格者は、点字による投票を行う場合においては、投票用紙に、民間委託に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と自ら記載するものとする。この場合において、規則で定める点字は文字とみなし、投票用紙の様式その他必要な事項は、規則で定める。

2 前条第3項並びに第9条第2項及び第3項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより代理投票をさせることができる。

3 前条第2項及び第3項後段の規定にかかわらず、規則で定める事由により投票日に自ら投票することができないと見込まれる投票資格者は、規則で定めるところにより投票することができる。

（投票の秘密保持）

第8条 何人も、投票資格者の投票した内容を陳述する義務はない。

(投票の効力)

第9条 投票の効力の決定に当たっては、次項又は第3項の規定に反しない限りにおいて、投票した投票資格者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

2 点字投票以外の投票については、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号を賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも記載したもの
- (3) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (4) ○の記号を自ら記載しないもの
- (5) ○の記号を賛成の記載欄又は反対の記載欄のいずれに対して記載したかを確認し難いもの

3 点字投票（第7号第3項の規定による投票であつて、点字により行われるものを含む。）については、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 賛成の文字及び反対の文字をともに記載したもの
- (3) 賛成の文字又は反対の文字のほか、他事を記載したもの
- (4) 賛成の文字又は反対の文字を自ら記載しないもの
- (5) 賛成の文字又は反対の文字のいずれを記載したかを確認し難いもの

(情報公開)

第10条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。

3 選挙管理委員会は、住民投票を実施するに当たっては、住民投票についての広報の掲載その他必要な広報活動を行うものとする。

(住民投票運動)

第11条 住民投票に係る運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思を拘束し、若しくは不当に干渉し、又は市民の平穏な生活環境を侵害するものであつてはならない。

(投票及び開票)

第12条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関し必要な規定は、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例による。

(投票結果の告示等)

第13条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長及び市議会議長に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第14条 市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。

(補則)

第15条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日に、その効力を失う。